

NPO 法人 ヘルパーステーション翼

定 款

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人ヘルパーステーション翼という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都稲城市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、移動に困難を抱える目の不自由な方を始めとする障がい者、車椅子の方等に対し、福祉有償運送事業を通じて病院への通院や日常の外出の機会を創出し、生活の質の向上と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 福祉有償運送事業
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役 員

(種別及び定款)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上10人以内
 - (2) 監 事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長は2人以内とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

（開催）

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（総会の議決）

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合には、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理解長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったとき、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資 産

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものであること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	伊藤 千賀子
理 事	今村 茂
理 事	粕谷 葉子
監 事	足立 三愛
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによるものとする。

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

NPO法人ヘルパーステーション寛

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏 名		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	☒ 理事・ ☒ 監事	イトウ チカコ		有・ ☒ 無	理事長
		伊藤千賀子			
2	☒ 理事・ ☒ 監事	カスヤ ヨウコ		有 ☒ 無	理事
		粕谷葉子			
3	☒ 理事・ ☒ 監事	イマムラ シゲル		有・ ☒ 無	理事
		今村茂			
4	理事 ☒ 監事	アダチ ミア		有・ ☒ 無	監事
		足立三愛			

令和7年度

事業計画書

(法人成立の日から令和8年3月31日まで)

NPO法人ヘルパーステーション翼

1 事業実施の方針

初年度は、特定の地域に特化し、目の不自由な方や車椅子の方、高齢者の方を対象とした予約制の送迎サービスから開始します。車両はバリアフリー対応のものを導入し、研修を受けたドライバーが丁寧な介助を提供します。地域の福祉施設や医療機関と連携して信頼を築き、口コミによる顧客獲得を目指します。安全と安心を最優先に、きめ細やかなサービスで地域社会に貢献します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 【92】千円)

定款に記載された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費
福祉有償運送事業	目の不自由な方や車椅子の方、高齢者の方を対象として運送サービスを提供する。	毎週 各回 3	稲城市 多摩市 八王子市 府中市 川崎市 相模原市	6人	稲城市 多摩市 八王子市 府中市 川崎市 相模原市 の住民	7人	92

令和8年度

事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

NPO法人ヘルパーステーション翼

1 事業実施の方針

1期目に築いた地域での信頼と実績を基盤に、受益対象者の増加とサービスの拡充を図ります。既存受益者からのフィードバックを反映させ、通院以外の買い物やレジャー（温泉への引率、音楽鑑賞の同行）等、多様なニーズに応える新サービスを導入します。また、複数の福祉施設や自治体との連携を強化し、安定した事業基盤を確立します。ドライバーの専門知識向上のための研修を継続し、サービスの質をさらに高めます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 【312】千円)

定款に記載された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費
福祉有償運送事業	目の不自由な方や車椅子の方、高齢者の方を対象として運送サービスを提供する。	毎週各 3回	稲城市 多摩市 八王子市 府中市 川崎市 相模原市	6人	稲城市 多摩市 八王子市 府中市 川崎市 相模原市 の住民	8人	312

初年度（令和7年度）活動予算書

（法人成立の日から令和8年3月31日まで）

NPO法人ヘルパーステーション翼

（円）

科目		特定非営利活動に係る事業		合計
		金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益				
1	受取会費		0	0
2	受取寄附金		0	0
3	受取助成金等		0	0
4	事業収益 福祉有償運送事業	92,000	92,000	92,000
5	その他の収益		0	0
経 常 収 益 計			92,000	92,000
【B】 経 常 費 用				
1	事業費			
	(1) 人件費 給料手当	60,000	60,000	60,000
	(2) その他経費 通信費 車両費(燃料費)	12,000 20,000	32,000	32,000
事業費計			92,000	92,000
2	管理費			
	(1) 人件費		0	0
	(2) その他経費		0	0
管理費計			0	0
経 常 費 用 計			92,000	92,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			0	0
【C】 経 常 外 収 益				
経 常 外 収 益 計			0	0
【D】 経 常 外 費 用				
			0	0
経 常 外 費 用 計			0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0	0
経理区分振替額・・・③				0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④				0
法人税、住民税及び事業税・・・⑤				70,000
設立時正味財産額・・・⑥				0
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥				-70,000

令和8年度 活動予算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

NPO法人ヘルパーステーション翼

科目		特定非営利活動に係る事業		合計
		金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益				
1	受取会費		0	0
2	受取寄附金		0	0
3	受取助成金等		0	0
4	事業収益 福祉有償運送事業	312,000	312,000	312,000
5	その他の収益		0	0
経 常 収 益 計			312,000	312,000
【B】 経 常 費 用				
1	事業費			
	(1) 人件費 給料手当	204,000	204,000	204,000
	(2) その他経費 通信費 車両費（燃料費）	42,000 66,000	108,000	108,000
事業費計			312,000	312,000
2	管理費			
	(1) 人件費		0	0
	(2) その他経費		0	0
管理費計			0	0
経 常 費 用 計			312,000	312,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			0	0
【C】 経 常 外 収 益				
経 常 外 収 益 計			0	0
【D】 経 常 外 費 用				
			0	0
経 常 外 費 用 計			0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0	0
経理区分振替額・・・③				0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④			0	0
法人税、住民税及び事業税・・・⑤				70,000
設立時正味財産額・・・⑥				-70,000
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥				-140,000

NPO法人ヘルパーステーション翼

設 立 趣 旨 書

1. 背景・現状

現代社会において、少子高齢化は急速に進んでおり、特に郊外ではその傾向が顕著です。それに伴い、高齢者や障害を持つ方々の移動手段の確保が喫緊の重要な課題となっています。公共交通機関は、路線バスの廃止や減便が進み、病院や買い物等の日常生活における移動が困難な方も少なくありません。また、付き添いや介助が必要な方の移動支援は、個別のニーズに対応できるサービスが十分とは言えない状況です。

2. 問題点

現在の福祉制度や公共交通サービスには、以下のような問題点があります。

- 移動手段の不足：郊外や交通の不便な地域では、公共交通機関が十分に整備されておらず、高齢者や障害を持つ方々が外出を諦めてしまうケースが増えています。
- 個別ニーズへの対応困難：病院への通院、買い物、役所の手続きなど、一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな移動支援サービスが不足しています。
- 介助者の負担増加：家族や身近な介助者が送迎を担うことが多く、介助者の身体的・精神的な負担が大きくなっています。
- 社会参加の機会損失：移動の制約が、社会参加の機会を奪い、孤立や引きこもりにつながる可能性があります。

3. あるべき姿

私たちは、誰もが安心して自由に移動できる社会の実現を目指します。そのために、以下のような「あるべき姿」を描いています。

- 地域に根ざした移動支援ネットワークの構築：高齢者や障害を持つ方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、きめ細やかな移動サービスを提供します。
- 多様なニーズに対応できる運送サービス：車椅子対応車両の導入はもちろんのこと、目の不自由な方への付き添い支援など、個別のニーズに応じた柔軟なサービスを提供します。
- 生きがいと社会参加を促進する環境づくり：外出の機会を増やすことで、地域のイベントへの参加や趣味活動をサポートし、利用者の生きがいと社会参加を促進します。
- 地域住民が支え合う仕組みの構築：地域住民をボランティアとして巻き込み、運送サービスだけでなく、見守りや交流の機会を創出し、地域全体で支え合うコミュニティを形成します。

4. 活動実績

私たちは、障がいのある方や車椅子の方への同行支援活動を令和6年12月から実施してまいりました。主な活動実績は以下の通りです。

- 同行支援：これまでに延べ4名の方々を対象に、通院や買い物、役所への同行支援を実施しました。
- 利用者からの声：「一人では外出を諦めていたが、このサービスのおかげで安心して外出できるようになった」「介助者の負担が軽くなった」といった感謝の声をいただくとともに、「もっと遠くの病院まで行けるようになると嬉しい」「車で送迎サービスがあれば、もっと外出範囲が広がる」といった、新たなニーズも多く寄せられています。
- 地域との連携：地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、支援が必要な方の情報共有や、サービスの周知活動を行いました。

5. 法人格取得の目的

任意団体としての活動には、運送業を行う上での法的な制約や、事業規模拡大のための資金調達、社会的信用獲得において限界があります。特に、遠方への運送や有償での送迎を行うためには、NPO法人格を取得し、適切な事業許可を得ることが不可欠となります。そこで、これらの課題を克服し、より安定した事業運営とサービスの質の向上を図るため、特定非営利活動法人（NPO法人）の認証を取得することを決意しました。法人格を取得することで、運送事業に必要な許認可を正式に取得し、安全で質の高いサービスを継続的に提供していきます。これにより、一人ひとりの「行きたい」という願いを実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

事業の安定化と拡大：補助金や助成金の申請が可能となり、より多くの資金を確保することで、車両の増車やスタッフの拡充を図り、安定したサービス提供体制を構築します

- **社会的信用の獲得：**法人として認められることで、行政機関や関係団体、地域住民からの信頼を高め、連携を強化します。
- **組織基盤の強化：**責任の所在を明確にし、ガバナンスを確立することで、組織的な運営体制を確立します。
- **サービスの質の向上：**法人化によって、運転者や介助者への専門的な研修を継続的に実施し、より安全で質の高いサービスを提供します。

令和7年9月20日

設立代表者 住所

氏名 伊藤千賀子